高校生活を楽しくするためにお互いに次の事を守ろう

【校内一般心得】

1．お互いに挨拶するよう心がける。
2．来訪者に会った時は挨拶する。
3．常に校内の美化に心がけ、掃除を担当する生徒はその区域の清掃を確実に行う。
4．屋上は使用禁止とする。(ただし被服室の上の屋上を除く)
5．いかなる種類の暴力も厳禁する。
6．学校生活を円滑にするため次の手続きを守ろう。
　○校具はていねいに扱い、万一誤って損失、亡失した時は直ちに担任に届け出る。
　○拾得・遺失物は直ちに生活指導部の教員に届ける。
　○面会人のある時は担任の承認を得てから応接する。
　○終業以前に校外へ出る場合は担任の許可を受ける。
　○欠席する場合は、保護者が電話等で担任または学年の教員に連絡する。
　○遅刻・早退する場合は、担任または学年の教員に届け出る。ただし欠課については
　　担任と教科担任の両方に届け出る。
　○保健室を利用する際は、担任か教科担当の許可を得てから保健室で処置を受ける。
7．集会・刊行・掲示等については、次の要領で行うものとする。
　○委員会、部活動等で教室を使用する場合は、担当教員に相談し、使用許可を得る。
　○生徒会各委員会、部活動、その他で掲示・刊行したい時は生徒会長の許可を受ける。
　○掲示場は定められた所を使用し、所定外の壁面を使用したい時は生徒会長の許可を
　　必要とする。
　○掲示期間は掲示者と生徒会長の話し合いによって定め、掲示者は責任をもって
　　掲示物を取り除く。
　○クラス内掲示は、担任の許可を受ける。

【登校・下校】

1．自動車及びバイクによる通学は禁止する。
2．時間厳守
　８時１５分までに登校し、授業終了後は、17 時までに下校すること。
　ただし、居残り届を提出し認められた場合は 18 時に完全下校(校門の外に出る)とする。
　居残り届を出していない部活動は 17 時 15 分、居残り届を出している部活動は
　18 時に完全下校とする。いずれの場合も 17 時以降は校舎棟への出入りは厳禁とする。
3．自転車通学
　希望する生徒は、自転車通学申請書を提出すること。ただし、損害賠償保険への加入、ヘルメットの着用が条件である。なお、東京都立大島高等学校 PTA に入会していれば「都高Ｐ連の総合保障制度」に加入となるため、別途保険への加入は必要ない。

【服装】

1．登下校時は、制服を着用すること。
　制服は入学時に学校で定められたものであり、以下のものとする。
　ブレザー、ワイシャツ（白)、スラックスまたはスカート、ネクタイまたはリボン
　※ワイシャツはスラックスまたはスカートの中に入れる。
2．リボンまたはネクタイは、入学式、卒業式等の儀式的行事、朝礼及び部活動遠征、その他学校が定める正装時は必ず着用し、平常時の着用は自由とする。
3．正装時以外の制服着用時について
　※夏季の制服は上着をとったものとし、半袖のワイシャツ(白)、ポロシャツ(白)も可とする。
　　また冬季に限り、登下校時にブレザーの上に着用するコート等の防寒着を可とする。
　※衣替え時期は設けず、季節に応じ、夏季・冬季の制服を着用する。
　※ベスト、カーディガン、セーターの着用を可とする。
　※学校が定める期間については、私服での登下校も可とする。
4．装飾品、頭髪の染色、脱色については禁止する。
5．登下校の際の履物は、革靴(黒、茶)、運動靴、布製の靴とする。
6．上履きは学年毎に学校で指定されたものとする。
7．休日及び長期休業中も登下校の際は制服を着用する。
　なお、休日や長期休業中に部活動に参加する際は、部活動が指定した服装も可とする。
8．以上の規定にやむを得ず触れる場合は、異装届を提出して許可を得ること。

【校外一般心得】
1．部活動遠征は学校の代表として参加するので制服または学校か部活動で指定した運動着とする。
2．高校生として不適当な遊技場・飲食店等に出入りしてはならない。
3．交通道徳を守り、事故を起こさないように注意する。
4．制服での自動車及びバイクの運転は禁止する。
【その他】
1．授業，HR，行事等の学校活動中に嗜好品（ガム，飴，タブレット類など）を口に含むことを禁止する。
2．歩きスマホ，食べ歩き，飲み歩きを禁止する。